

# Office News

## September.2018

社会保険労務士ハセガワ事務所



### トピックス

## 今年も最低賃金が上がります

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が、平成30年度の最低賃金額の引き上げを決定しました。

平成30年度の引き上げ額の目安は、全国平均で26円（引き上げ率は3.1%）です。3%以上の引き上げは3年連続で、目安通りに引き上げられると、今年の10月からの最低賃金（時給）は全国平均で874円となります。

各都道府県に適用される最低賃金の目安は、次の通りです。都道府県の経済状況を勘案し、引き上げ額を4つのランクに分けています。

| ランク | 引き上げ額 | 都道府県 |     |     |    |
|-----|-------|------|-----|-----|----|
| A   | 27円   | 大阪   | 愛知  | 神奈川 | 東京 |
|     |       | 埼玉   | 千葉  |     |    |
| B   | 26円   | 広島   | 兵庫  | 京都  | 滋賀 |
|     |       | 三重   | 静岡  | 長野  | 山梨 |
|     |       | 富山   | 栃木  | 茨城  |    |
| C   | 25円   | 福岡   | 香川  | 徳島  | 山口 |
|     |       | 岡山   | 和歌山 | 奈良  | 岐阜 |
|     |       | 福井   | 石川  | 新潟  | 群馬 |
|     |       | 宮城   | 北海道 |     |    |
| D   | 23円   | 沖縄   | 鹿児島 | 宮崎  | 大分 |
|     |       | 熊本   | 長崎  | 佐賀  | 高知 |
|     |       | 愛媛   | 島根  | 鳥取  | 福島 |
|     |       | 山形   | 秋田  | 岩手  | 青森 |

上記を目安に各地方の審議会を経て、各都道府県の最低賃金額が決定され、今年10月から適用されます。



## 労務相談 Q&A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
8月に和歌山県のアドベンチャーワークスでパンダの赤ちゃんが生まれましたね！

そういうえば、今年はやけに台風が多いですか？  
台風で通勤電車が運休になり、社員が出勤できない場合、その日の賃金は支払わなければいけませんか？



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
パンダの誕生は、アドベンチャーワークス出身の私としても大変うれしい話題です！元気に育ってほしいですね。

8月から10月は台風のシーズンですね。今年は聞いたところによると、現時点では昨年の2倍の数の台風が発生しているようです。

ご質問の件ですが、まずは「休業」について説明します。  
会社の都合で社員を休業させた場合は、1日の賃金の約6割の休業手当を支払う必要があります（労基法26条）。

交通機関の運休により社員が出勤できず休業させた場合、当該休業は交通機関の運休という不可抗力によるものなので、会社都合の休業には当たらず、休業手当の支払いは不要です（→賃金は支払わなくてよい）。

ただし、出社後に交通機関が運休となり帰宅指示を出す場合は、会社都合による休業に当たる可能性があるため注意が必要です。このような場合の退勤の判断は、社員にゆだねるのが無難な対応と思われます。  
社員が帰宅すると判断した場合は、その早退についてはペナルティーを課さない（人事評価に影響しない）よう配慮してあげましょう。



## 今月の実務スケジュール

- 防災訓練の実施（9月1日：防災の日）
- 制服の衣替え準備
- 上期人事考課の準備
- 最低賃金引き上げに備えた賃金見直し
- 派遣受入期間延長のための従業員意見聴取



## 連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町43-2  
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：<http://sharoshi-hasegawa.com>